

第3号議案

令和2年度 事業計画

令和2年4月1日から令和3年3月31日

1 事業の方針

(1) 市民活動支援事業

市民活動の相互連携のコーディネーター役として、地域におけるNPOや行政、学校、企業などの協働を推進する。

(2) 芸術文化支援事業

アートのチカラで地域の魅力を発信し、菊川に関わるすべての人々がアートを通じ、集い、繋がり、協働することで、地域の未来を創造する。

(3) まちづくりネットワーク形成に関する事業

中間支援及びアート支援の団体としての特性を活かし、他団体と協働しながらまちづくりネットワークに寄与する。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	支出額
						(千円)
(1) 市民活動支援事業	1. 菊川市市民協働センター受託事業 ①多様な主体をつなぐコーディネート ②協働の担い手支援 ③協働への参画機会の拡充 ④庁舎東館多目的エリアの運用と賑わい創出の促進 2. 御前崎市地域協働支援アドバイザー ①協働・市民活動・社会貢献活動に関する普及啓発 ②市民活動情報ネットの構築・情報発信	通年	菊川市内及び周辺市町	10人	市民 NPO 行政 企業 学校 不特定多数	17,020千円
(2) 芸術文化支援事業	1. 菊川市1%地域づくり活動交付金事業 ①まち×人×アートプロジェクト「ART FUTURE SCHOOL」 ②「NBC国際版画シルクスクリーンビエンナーレ展」(共催事業)	通年	菊川市内	10人	市民 NPO 学校 行政 企業 不特定多数	320千円
(3) まちづくりネットワーク形成に関する事業	①企業×行政共同研修(菊川市委託事業) ②東館周辺賑わい創出事業 ③ソーシャルビジネスセミナー ④袋井市協働まちづくり推進委員会 ⑤島田市協働のまちづくり推進事業審査委員会 ⑥市内イベントへの参加等	通年	菊川市内	10人	市民 NPO 学校 行政 企業 不特定多数	922千円
(4) その他の法人の目的を達するために必要な事業						